

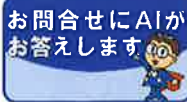


都税のお問合せについては、
AIチャットボットサービスをご利用ください！



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



東京都主税局HPから
バナーをクリック！

今月の特集は
償却資産にかかる
固定資産税ってなんだろう？



あなた と 都税

1月号
2023
(令和5年)
第637号



**1月は固定資産税 (償却資産) の申告月です (23区内)
1月31日 (火) までにご申告ください**

期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いいたします。

お問合せ先：償却資産が所在する区にある都税事務所

向島百花園

江戸の町人文化が花開いた文化・文政期
(1804～1830年)に造られた庭園です。
開園当初は、360本のウメが主体で、「新梅
屋敷」と呼ばれていました。
※ご来園に際しては、ホームページにて最
新の情報をご確認ください。

明けましておめでとうございます

東京都主税局長 小池 潔

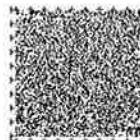


東京都では、都民の皆様の安全・安心な暮らしを守り、また、一人ひとりが輝く都市を創り
上げていくために、感染症対策をはじめ、防災や福祉、経済対策等、様々な取組を進めており
ます。こうした取組は、皆様に納めていただいている都税により支えられています。

本年も主税局では、適正で公平な税務行政の推進や、税務手続のデジタル化によるサービス
向上に努めるとともに、税の仕組みや使い道など、よりわかりやすくお伝えしてまいります。
引き続き、適正な申告や納期内納税へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして幸多き一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

令和5年 元旦



音声コード

教えて!

ノンちゃん

特集

償却資産にかかる 固定資産税ってなんだろう？



【主税局ホームページ】
固定資産税(償却資産)

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。
償却資産についてよくある質問にノンちゃんが答えます!

Q1

償却資産にも固定資産税がかかるの？

ノンちゃん



1月は償却資産の申告月だね。
会社や個人で事業を行っている人が、事業のために用いる機械などにも固定資産税がかかるって知ってる？

タクちゃん



知ってるよ！
土地や家屋だけじゃなくて、会社や個人で事業をしている人が事業のためにパソコンやコピー機などを持っていると、その資産に対して固定資産税がかかるんだよね。

ノンちゃん



そのとおり。
償却資産は、土地や家屋以外の「事業用資産」で「減価償却」されるべき有形資産のことをいうよ。
看板やルームエアコン、テーブルも償却資産になるよ。

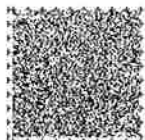
申告対象となる主な償却資産の例

業種	資産の名称
共通	コピー機、ルームエアコン、応接セット、LAN設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器等
不動産貸付業	発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、駐車場等の舗装等
小売業	陳列棚、陳列ケース等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等)等
娯楽業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、ボウリング場用設備等

※これらは、償却資産の対象となる主な資産の例示です。
詳細は主税局ホームページをご確認ください。



(償却資産の具体例)



音声コード

Q2

どうやって申告すればいいの？

タクちゃん



償却資産の所有者は、どうやって申告すればいいのかな？

ノンちゃん



1月1日時点で23区内に償却資産を所有している人は、1月31日(火)までに資産が所在する区にある都税事務所に申告書を提出してね。
申告書の様式は、都税事務所の窓口で配布しているほか、主税局ホームページからもダウンロードできるよ。eLTAXを利用して電子申告することも可能だよ。
詳しくは申告の手引きを見てみてね。

令和5年度 主税局 償却資産 検索



eLTAXをぜひご利用ください!

固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は休日でもお使いいただける日があります。
ぜひ電子申告をご利用ください!

利用方法等がご不明な場合

eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

[HP]<https://eltax.custhelp.com/>

こちらから▶



申告内容についてのお問合せ先(23区内)

償却資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班

Q3

どのように課税されるの？

タクちゃん



償却資産の申告をしたあとは、どのように課税されるの？

まず、申告された資産1品ごとに取得年月や取得価額、耐用年数に基づいて、1月1日現在の評価額を算出するよ。

ノンちゃん



そして、その1品ごとの評価額を資産が所在する区ごとに合算した課税標準額に税率1.4%をかけて税額を算出するよ。

申告から納税までの流れは、次のページでも紹介するよ。



償却資産の納税までの流れ(23区の場合)

STEP1 申告

1月1日現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。



<例：東京都 償却資産申告書様式>
【償却資産申告書(償却資産課税台帳)】

【種類別明細書(増加資産・全資産用)】

STEP2 課税

申告を基に償却資産の価格等が決定され、決定された内容は課税台帳に登録されます。価格等の算出の結果、区ごとの課税標準額が150万円以上の場合は課税の対象となるため、6月上旬に納税通知書が送付されます。

☆**税額**＝課税標準額×税率(1.4%)

STEP3 納税

納期は通常4回に分かれ、年間を通して納めていただけます。

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について



東京都(23区内)では、各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、固定資産税(償却資産)を3年間ゼロとする特例措置を講じています。

対象となる場合は、「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書」と必要書類を償却資産の申告と併せてご提出ください。適用要件などの詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

詳細はこちらから▼



よくある質問 Q & A

Q1 テナント等として事業所を借りている場合、どのような資産の申告が必要？

A1 テナント等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として申告が必要になります。

Q2 減価償却の済んだ古い資産って申告する必要ある？

A2 耐用年数を経過した古い資産で、減価償却済みであっても、事業の用に供することができる場合は申告の対象です。

Q3 資産の申告が漏れていた！どうしたらいい？

A3 申告漏れがあった場合は、資産の所在する区にある都税事務所にご連絡ください。

Q4 申告したのに、納税通知書が来ないのはどうして？

A4 課税標準額が150万円(免税点)未満の場合には課税されないため、納税通知書は届きません。

Q5 納税通知書及び償却資産申告書の送付先を変更したいときはどうすればいい？

A5 転居等により、納税通知書送付先及び償却資産申告書送付先を変更する場合は手続きが必要です。

<手続方法1>

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届*」を資産が所在する区にある都税事務所に提出

<手続方法2>

申告の際に新住所を記入した償却資産申告書を資産が所在する区にある都税事務所に提出

*様式は主税局ホームページからダウンロードすることができます。

Q6 都税事務所から調査のお知らせが！申告が間違っていたの？

A6 東京都主税局及び都税事務所では、償却資産の所有状況及び申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問合せや資料提供の依頼、実地調査を行っています。調査の際はご協力をお願いいたします。

そのほかのよくある質問は、主税局ホームページにてご確認ください。

主税局 償却資産 Q & A

検索

東京ゼロエミ住宅に関するお知らせ



環境に関する都税の軽減制度(HTT関連)はこちらから▼



音声コード

